地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会(第6回)

【開催日時等】

○ 開催日時:平成20年2月22日(金)12:30~14:30

〇 場 所 : 総務省 共用1会議室

〇 出席者 : 鈴木座長、泉澤委員、樫谷委員、田中委員、森田委員、百合野委員

平嶋公営企業課長、満田公営企業金融公庫融資部長、

山田地方公営企業等金融機構設立準備室長

【議題】

- (1)地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会報告書骨子(案)について
- (2) 公営企業健全化基金の会計処理について
- (3)諸外国の類似金融機関の財務諸表について

【配布資料】

資料 1 地方公営企業等金融機構の財務会計に関する研究会報告書骨子(案) 資料 2 諸外国の類似金融機関の財務諸表

【概要】

- ■事務局より資料1~2説明
- ■委員からの主な指摘等
 - 〇 金利変動準備金を負債性引当金の該当要件(企業会計原則注解 1 8)に照らして考えると、「発生する可能性は高い」と言えるものの、金額が合理的、 客観的に見積もられていることが重要。
 - 〇 機構は非営利の法人であるのだから、負債性引当金の該当要件の議論に拘 る必要はないのではないか。
 - 企業会計の基準で考える場合、金利変動準備金の積立方法がポイントとなる。損失を見積もって計算していると理解されるべき。
 - 金利変動準備金の積立は、利益とは別に計算される必要がある。必要があれば、利益が出ていなくとも積み立てなくてはいけない。
 - 〇 実際の監査に際しては、作成される報告書を踏まえつつも、会計監査人が 判断しなければならない。
 - 〇 公営企業健全化基金については、原則として取り崩しが禁止されており、 仮に負債に位置づける場合であっても、利益留保性の問題については特に影響はないのではないか。
 - 個々の勘定毎に監査証明を取らなくとも法人全体で監査証明を受けること で問題はない。
 - 〇 機構の審査は広く内部統制の観点からも必要である。
 - 〇 内部統制監査については、機構の対応状況も踏まえつつ、当面の間、適用

を延期することも考えられるのではないか。また、その他の事項と同じく会 社法体系ではなく、金融商品取引法の体系で検討していくのが良いのではな いか。

○ 内部統制については、早い段階で指導を受けるのが良いのではないか。

以 上